（D）情報提供関連費

Q- 1：講演会費には、「講師謝礼は除く。」と考えてよいか。

A- 1：講師謝金は、「（C）原稿執筆料等」の講師謝金として個別開示し、「（D）情報提供関連費」からは除くと考えてよい。

Q- 2：医療関係者が、企業が主催する講演会に出席した場合に支払う宿泊費、交通費は対象となるか。

A- 2：講演会に出席した医療関係者に支払う宿泊費、タクシー代を含む交通費は対象となる。

Q- 3：交通機関やホテル等に直接支払っている講師の交通費や宿泊費はどの様な扱いとなるのか。

A- 3：交通機関やホテル等に直接支払っている場合も対象となる。

Q- 4：企業が主催するセミナーの場合、会場費、弁当代、講師旅費等は、「（D）情報提供関連費」ということで良いか。

また、共催であるなしに拘らず、講師に支払った謝金は、「（C）原稿執筆料等」で個別開示するということで良いか。

A- 4：貴見のとおりである。

Q- 5：医療関係者を対象とした自社主催のセミナーの運営費用（会場費等）は、「（D）情報提供関連費（講演会費）」として開示の対象になるのか。

また、自社主催のセミナーに参加する医療関係者から参加費の支払を受けた場合も、その運営費用を「（D）情報提供関連費（講演会費）」として開示をする必要があるのか。

A- 5：いずれも「（D）情報提供関連費（講演会費）」として開示の対象になる。

なお、運営費用の総額を開示する。

Q- 6：講演会等の会場費は、医療機関への支払いではなく、ホテルや講演会場の所有者への支払いのため、開示対象とする必要はないのではないか。

A- 6：講演会等の会場費は、開示対象となる。

Q- 7：医療関係者を対象としたセミナーを、複数の医療機器事業者（メーカー、ディーラ

ー）で共催した場合、自社の負担した費用のみを開示すればよいか。

A- 7：自社の負担した費用のみを開示すればよい。

Q- 8：医療関係者を対象としたセミナーのうち、テーマが自社医療機器に関係のないもの（例えば、一般的な医学知識に関するもの）である場合も、開示の対象となるのか。

A- 8：開示の対象となる。

Q- 9：医療機関と共催で一般人を対象として行った講演会は、会場費や資料作成費は本ガイドラインの対象外と考えて良いか。

A- 9：一般人を対象とした講演会は、本ガイドラインの対象外であり、医療機関と共催した場合も同様である。

Q-10：販売業者社員向けの講演会等の費用は、「(D）情報提供関連費」の対象となるか。

A-10：販売業者社員向けの講演会等の費用は、本ガイドラインの対象外である。

Q-11：講演会の対象が販売業者の場合、販売業者社員へ提供した弁当代等は対象となるか。

A-11：販売業者社員向けの講演会での弁当代等の費用は、対象外である。

Q-12：医局説明会の弁当代等は対象となるのか。

A-12：医局説明会の弁当代等は「説明会費」に含まれるので対象となる。

Q-13：情報提供関連費中の「説明会」と「講演会」の違いは何か。
「説明会」＝「医局説明会」
「講演会」＝「聴講者を医療関係者に限定した講演会」ということで良いか。

A-13：厳密に定義はしていないが、「説明会」は、医局説明会などのように医療関係者に対して、主に社員などによる自社取扱い製品に関する説明を行うものである。
「講演会」は、複数の医療関係者に対して行う社外講師による講演であり、自社製品に関する演題のほか、医療全般に関する演題も含まれるものである。

Q-14：講演会に伴う役割者（演者、座長等）への慰労に自社社員や販売業者社員が参加した場合の費用は対象となるか。

A-14：自社社員や販売業者社員の分も含めて対象となる。

Q-15「(E）その他の費用」に社会的儀礼としての接遇等とあるが、講演会に伴う役割者への慰労は講演会の一連の費用として「(D）情報提供関連費」として計上するという

理解でよいか。

A-15：講演会に伴う役割者への慰労は、「(D) 情報提供関連費」として計上する。

Q-16：説明会、講演会、商談等の接遇交際にあてはまらない医療関係者との打ち合わせ費用（原稿執筆の事前打ち合わせ等）の費用は、「(E) その他の費用（接遇等費用)」として開示して良いか。

A-16：貴見のとおりである。

Q-17：本項 Q&A-16 では、説明会、講演会、商談等に関する打合せ費用は「(E) その他の費用」とされ、一方、本項 Q&A-15 では、講演会後の慰労は「(D) 情報提供関連費」とされているが、打合せと慰労で開示する項目を分けるのか。

A-17：貴見のとおりである。

講演会の事前打合せ費用は「(E) その他の費用（接遇等費用)」、講演会後の役割者への慰労は「(D) 情報提供関連費」として計上ください。

Q-18：医療機器業公正競争規約の「飲食等の提供に係るルール」における「通常の営業活動に伴う飲食」としての「自社の取り扱う医療機器の適正使用、安全使用のための情報提供・収集活動に伴う医療担当者等に対する飲食の提供」に関わる費用は、「(D) 情報提供関連費」として開示すれば良いか。

A-18：本ガイドラインでは、「(E) その他の費用」の接遇等費用として開示ください。

なお、講演会後の慰労に伴う飲食費や、説明会時に提供する弁当代は、「(D) 情報提供関連費」となる。

Q-19：社内研修や社内会議に医師を招聘して社員のみに対して講演を依頼し、講演後に慰労を行った場合、その費用は開示対象となるか。

対象となる場合、分類項目は「(D) 情報提供関連費（講演会費)」か、「(E) その他の費用（接遇等費用)」か。

A-19：社内研修等、社員のみに対する講演（聴講者に医療関係者が含まれない場合）は、「(D) 情報提供関連費」にいう講演会には当たらないことから、その場合の慰労に伴う飲食費は、「(E) その他の費用」の接遇等費用として開示ください。

Q-20：添付文書や取扱説明書等の制作費や配付費用は、「(D) 情報提供関連費」に含まれるのか。

A-20：医療機関等への支払い資金の提供にあたらないことから、「(D) 情報提供関連費」には含まれない。

Q-21：本項 Q&A-20 において、添付文書や取扱説明書は医療機関等への支払い資金の提供にあたらないとあるが、自社製品の適正使用のために手技等を録画した DVD の制作費用も、同様に開示対象外として良いか。

A-21：貴見のとおりである。

Q-22：原稿執筆料や監修料が発生していない内容で、自社ホームページ等で医学・薬学関連のコンテンツを公開する場合の作成費用は含まれるか。

A-22：自社ホームページ等で公開する医学・薬学関連コンテンツの作成費用は、対象外である。

Q-23：ホームページで医療関係者向けのページを作成する場合の費用は対象となるか。

A-23：自社の医療関係者向け、登録制医療関係者向けホームページの作成費用は、対象外である。

Q-24：医療機関に提供した形状見本、臨床試用医療機器は公開対象となるか。

A-24：形状見本、臨床試用医療機器は、対象外である。

Q-25：医療機関等の施設を、企業がトレーニング等を実施するために利用する場合、施設使用料の支払い、消耗品等の実費負担については、開示対象となるのか。

A-25：トレーニングの対象者が、他の医療機関等の医療関係者であれば、「(D) 情報提供関連費」として公開対象となる。

Q-26：学会セミナー・講演会等開催時に提供する社名入り参加証ホルダー、社名入りバック等は開示対象となるのか。

A-26：「(D) 情報提供関連費」として開示対象となる。

Q-27：医療機関に年末に配布しているカレンダーや手帳の費用は開示対象か。

A-27：「(D) 情報提供関連費」として開示対象となる。

Q-28：販促品（少額適正物品）は「(D) 情報提供関連費」の「医学・工学関連文献等提供費」にあたるものと理解しているが、この場合に「年間件数」として販促品の「個数」も開示の対象となるのか。
また同様に、別刷り文献提供の場合の「件数」も「配付数」が開示対象となるのか。

A-28：本ガイドラインが、「(D) 情報提供関連費（医学・工学関連文献等提供費)」の公開

項目として求めているのは「年間総額」のみで、「件数」は求めていないことから、「個数」「配布数」は対象外である。